

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

タイ王国

栄養成分及び栄養強調表示

1. 栄養表示.....	1
2. 栄養強調表示.....	4
3. 包装前面表示 (FRONT OF PACK LABELLING)	9

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 栄養表示

包装済み食品の栄養表示及び健康強調表示は、タイ保健省食品医薬品局(FDA)により規制されており、以下に挙げた食品カテゴリーについて栄養素の表示が必須である。

- (a) 栄養強調表示がある食品
- (b) 販売促進に食品価値を利用する食品(販売促進への利用を目的として、製品の情報及び有用性又は機能性、成分又は栄養素が健康をもたらす食品)
- (c) 販売促進において消費者グループを規定する食品
- (d) 食品委員会によって承認を受けた食品医薬品局が告示するその他の食品

これらに加え、1日の栄養摂取量ガイドライン(Guidance Daily Allowance: GDA)を実施する必要がある特定の食品カテゴリーについては、その製品に栄養表示を含める必要がある。

栄養表示はタイ語で表記する必要があるが、外国語を含めることも可能である。しかし、その場合においては関連規制及び告示に記載される基準及び条件に準拠しなければならない。

(1) 栄養情報表示欄の様式

タイでは、製品の栄養素含有量を表示するため数種類の様式が使用されている。**栄養情報表示欄の様式**は、そのうちいずれかの様式でのみ表示がなされる。他の様式については、使用前にFDAの承認を受ける必要がある。

タイの栄養データ表示欄には、「1食分当たりの標準摂取量」で表される合計15種類の栄養項目を含める必要がある。又タイでは、栄養表示を目的として、1食分当たりの標準摂取量の基準が示されている。これは、消費者行動調査からの情報及び食品メーカーからのデータに基づき、消費される食品の量を重量又は体積で示したものである。

以下の7つの食品群に基づく合計67種類の食品カテゴリーの基準となる1食当たりの標準摂取量が示されており、これらは栄養データ表示欄で「1食分当たりの標準摂取量」の基準として使用される。

- ア) 乳製品類
- イ) 飲料類
- ウ) スナック菓子及び甘味類
- エ) 半加工食品類
- オ) ベーカリー製品類
- カ) 穀物及び穀物製品類
- キ) その他

規定量の基準となる1食分当たりの標準摂取量がない食品、又は消費行動が規定量の基準となる1食分当たりの標準摂取量と類似していない食品については、1食分当たりの標準摂取量およびパッケージ当たりの標準摂取量の表示を免除することができる。この代わりとして「100g/ml当たりの栄養素量」を使用する。

更に、総エネルギー、脂質、たんぱく質、砂糖からのエネルギー量を除く1日当たりの栄養摂取推奨量(Recommended Daily Intakes: RDI)に対する栄養素の割合も含まれる。RDIの基準は、「6歳以上のタイ人が1日に摂取すべき栄養成分」として表1に記載されている。

○ 栄養情報表示欄書式の一般様式

下図は15種類全ての栄養素を含む、**栄養情報表示欄**の標準書式である。

図 1. 標準型本式的栄養情報表示欄の様式

栄養成分			
1 食分当たりの標準摂取量:.....(.....)			
1 食分当たり..... :			
1 食分当たりの標準摂取量における栄養価			
総エネルギー値.....kcal (脂質由来エネルギー値..... kcal)			
推奨される 1 日の摂取量(%DRI)			
総脂質g%	
飽和脂肪酸g%	
コレステロールmg%	
たんぱく質g%	
総炭水化物g%	
食物繊維g%	
砂糖g		
ナトリウムmg%	
推奨される 1 日の摂取量(%)			
ビタミン A%	ビタミン B ₁%
ビタミン B ₂%	カルシウム%
鉄%		
6 歳以上の年齢におけるタイの推奨される 1 日摂取量(タイ RDI)の栄養素割合は、2,000 kcal /日のエネルギー必要量に基づいている。			
個人のエネルギー必要量は異なる場合がある。エネルギー必要量が 2,000 kcal/日である人の場合は、次のような栄養素を摂取するものとする:			
総脂質		65g 未満	
飽和脂肪酸		20g 未満	
コレステロール		300mg 未満	
総炭水化物		300g	
食物繊維		25g	
ナトリウム		2,400mg 未満	
1g 当たりのエネルギー値(kcal): 脂質=9kcal、たんぱく質=4kcal、炭水化物=4kcal			

○ 略式的栄養情報表示欄の様式

一般様式で 15 種類の規定された栄養素のうち 8 種類以上の栄養素が製品中に微量しか存在しない、又はほぼゼロであった場合、略式的な栄養データ表示欄様式を使用することができる。

図 2 標準型略式的栄養データ表示欄の様式

栄養成分	
1 食分当たりの標準摂取量:.....(.....)	
1 食分当たり..... :	
1 食分当たりの標準摂取量における栄養価	
総エネルギー値..... kcal	
推奨される 1 日の摂取量(%DRI)	
総脂質.....g.%
たんぱく質.....g	
総炭水化物.....g%
砂糖.....g	
ナトリウム.....mg%
6 歳以上の年齢におけるタイの推奨される 1 日摂取量(タイ RDI)の栄養素割合は、2,000 kcal/日のエネルギー必要量に基づいている。	

○ 二重栄養ラベルの表示

他の成分との混合が必要な製品及び/又は消費前にラベルの指示に従って調合又は処理する必要がある製品の場合、製造業者は以下に表示する二重栄養表示様式のようなパッケージ化された様式及び再構成された様式の両方の様式で情報を表示することが選択できる。

図 3 二重栄養情報表示欄の様式

栄養成分		
1 食分当たりの標準摂取量:.....(.....)		
1 食分当たり.....:		
1 食分当たりの標準摂取量における 栄養価	製品	調合後の製品
総エネルギー値..... kcal
(脂質由来エネルギー値.....kcal)
製品の栄養価		推奨される 1 日の摂取量(%)
総脂質.....g%%
飽和脂肪酸.....g%%
コレステロール.....mg%%
たんぱく質.....g		
総炭水化物.....g%%
食物繊維.....g%%
砂糖.....g		
ナトリウム.....mg%%
ビタミン A%%
ビタミン B ₁%%
ビタミン B ₂%%
カルシウム%%
鉄%%
6 歳以上の年齢におけるタイの推奨される 1 日摂取量(タイ RDI)の栄養素割合は、2,000 kcal/日のエネルギー必要量に基づいている。		
個人のエネルギー必要量は異なる場合がある。エネルギー必要量が 2,000 kcal/日である人の場合は、次の栄養素を摂取するものとする:		
総脂質		65g 未満
飽和脂肪酸		20g 未満
コレステロール		300mg 未満
総炭水化物		300g
食物繊維		25g
ナトリウム		2,400mg
1g 当たりのエネルギー値(kcal): 脂質=9 kcal: たんぱく質=4 kcal: 炭水化物=4 kcal		

表 1. タイにおける1日あたりの栄養摂取推奨量(DRI) (6 歳以上)

No.	栄養素	タイ RDI	単位
1	総脂質	65*	グラム(g)
2	飽和脂肪酸	20*	グラム(g)
3	コレステロール	300	ミリグラム(mg)
4	タンパク質	50*	グラム(g)
5	総炭水化物	300*	グラム(g)
6	食物繊維	25	グラム(g)
7	ビタミン A	800	マイクログラムレチノール当量(μg RE)
8	ビタミン B ₁ (チアミン)	1.5	ミリグラム(mg)
9	ビタミン B ₂ (リボフラビン)	1.7	ミリグラム(mg)
10	ナイアシン	20	ミリグラムナイアシン当量(mg NE)
11	ビタミン B ₆	2	ミリグラム(mg)
12	葉酸	200	マイクログラム(μg)
13	ビオチン	150	マイクログラム(μg)
14	パントテン酸	6	ミリグラム(mg)
15	ビタミン B ₁₂	2	マイクログラム(μg)
16	ビタミン C	60	ミリグラム(mg)
17	ビタミン D	5	マイクログラム(μg)
18	ビタミン E	10	ミリグラム α トコフェロール当量(mg α-TE)
19	ビタミン K	80	マイクログラム(μg)
20	カルシウム	800	ミリグラム(mg)
21	リン	800	ミリグラム(mg)
24	マグネシウム	350	ミリグラム(mg)
25	亜鉛	15	ミリグラム(mg)
26	銅	2	ミリグラム(mg)
27	カリウム	3,500	ミリグラム(mg)
28	ナトリウム	2000	ミリグラム(mg)
29	マンガン	3.5	ミリグラム(mg)
30	セレン	70	マイクログラム(μg)
31	フッ素	2	ミリグラム(mg)
32	モリブデン	160	マイクログラム(μg)
33	塩素	130	マイクログラム(μg)
34	クロム	3,400	ミリグラム(mg)

- 総脂質、飽和脂肪酸、たんぱく質、及び炭水化物は、1日当たり 2,000 kcal のエネルギー必要量からの総エネルギー量のそれぞれ 30%、10%、10%及び 60%において上述の栄養素より得られた 1日当たりのエネルギー量と比較して算出される(脂質 9kcal/g、たんぱく質 4kcal/g、炭水化物 4kcal/g)。

2. 栄養強調表示

タイにおいて栄養強調表示とは、エネルギー値、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルなどの量として提示された食品や栄養に関連する表現やあらゆる情報を表示することを意味する。栄養強調表示は、次の 3つのカテゴリーに分類することができる。

- 栄養成分強調表示

- 栄養素比較強調表示
- 栄養機能強調表示

(1) 栄養成分強調表示

栄養成分強調表示とは、例えば「カルシウム源」、「繊維が豊富で、低脂肪」など食品の栄養素含有量またはエネルギーレベルに関する強調表示のことである。ただし、その食品又はその食品の天然の栄養素含有量が特別な製造プロセス、特別な調整プロセス、又は強調表示の条件を縮小した栄養素含有量の処方改善を経ることなく条件に適合している場合において、「フリー」又は「低い」といった強調表示の使用は許可されていない。

(2) 栄養素比較強調表示

栄養素比較強調表示は、2種類以上の食品の栄養素量やエネルギー量を比較するものである。強調表示の例として、「～未満又は～以下」、「～以上」、「減量」、「低カロリー（lite/light）」、「添加、強化、豊富」などの表現が含まれる。強調表示された食品は「比較対象食品」のみと比較する必要がある。比較対象食品として2つのカテゴリーが使用される。

(a) 自社の標準製法の製品

(b) 一般的に強調表示食品を表し、なおかつ国内で販売される類似製品

これらの栄養素含有量とこれらの栄養素に関する比較強調表示をおこなう場合、栄養素は表2及び表3に記載された条件を満たさなければならない。又、強調表示の種類によっては、いくつかの追加基準に準拠しなければならない必要がある。

表2. 栄養素含有量の条件及び1食分当たりを基準とした比較強調表示

エネルギー値 /栄養成分	強調表示	条件 (基準となる1食当たりの標準摂取量及びラベルに記載された1食当たりの標準摂取量)*
エネルギー値	フリー、含まない、～なし、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)	含有エネルギー量が5kcal 未満
	低、少ない、～の低供給源、控えめ等 (Low, few, low source of, low in)	含有エネルギー量が40kcal 以下
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等 (Reduced, reduced in, less, fewer, lower, lower in)	比較対象食品と比較して含有エネルギー量が25%以上少ない
	低カロリー、カロリー控えめ等 (Light, lite)	1. 比較対象食品と比較して、脂肪含有量が50%以上少ない(総エネルギー値の50%以上が脂肪からのエネルギー値である製品の場合)、及び 2. 比較対象食品と比較して、1/3以上のエネルギー値の低減(脂肪からのエネルギー値が総エネルギー値の50%未満でなければならない製品の場合)
総脂質	フリー、含まない、～なし、ノン、ゼロ、無脂肪等 (free, without, free of, no, zero, nonfat)	総脂質含有量が0.5g 未満
	低、少ない、～の低供給源、控えめ等 (low, low in, low source of, little)	総脂質含有量が3g 以下
	低減、低い、より低い、～未満等 (Reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品と比較して、総脂肪含有量が25%以上減少
飽和脂肪酸	フリー、含まない、～なし、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)	1. 飽和脂肪酸が0.5g 未満、及び 2. トランス脂肪酸が0.5g 未満
	低、控えめ、～の低供給源、微量等 (Low, low in, low source of, a little)	1. 飽和脂肪酸が1g 以下、及び 2. 総エネルギー値のうち飽和脂肪酸からのエネルギー

		値が 15%以下
	低減、低い、より少ない、より低い、～未満等(Reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品と比較して、飽和脂肪の低減量が 25%以上
コレステロール	フリー、含まない、～なし、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)	1. コレステロールが 2mg 未満、及び 2. 飽和脂肪酸 2g 以下
	低、少ない、～の低供給源、控えめ等 (low, low in, low source of, little)	1. コレステロールが 20mg 以下、及び 2. 飽和脂肪酸 2g 以下
	低減、低い、より低い、～未満等 (Reduced, reduced in, lower, lower in, less)	1. 比較対象食品と比較して、コレステロールの低減量が 25%以上、及び 2. 飽和脂肪酸が 2g 以下
ナトリウム	フリー、含まない、～なし、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)	ナトリウムが 5mg 未満
	無塩(Salt free)	「ナトリウムを含まない」の条件に従う
	極めて低い、極めて少ない等 (Very low, very low in)	ナトリウムが 35mg 未満
	低、少ない、～の低供給源、控えめ等 (low, low in, low source of, little)	ナトリウムが 140mg 未満
	低減、低い、より低い、～未満等 (Reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品と比較して、ナトリウムの低減量が 25%以上
	低カロリー、カロリー控えめ等 (Light, lite)	比較対象食品と比較して、ナトリウムの低減量が 50%以上
	食塩無添加/食塩不使用等(unsalted, no salt, no salt added, without salt added)	1. 製造工程において食塩が添加されていない、及び 2. 比較対象となる食品は、通常において食塩を製造工程で使用する類似の食品とする
薄塩等 (lightly salted)	食塩が通常の食品より 50%以上少ない量で添加されている	
砂糖 (単糖類及び二糖類)	フリー、含まない、～なし、ノン、ゼロ、シュガーレス等 (free, without, free of, no, zero, sugarless)	糖類含有量が 0.5g 未満
	低減、低い、より低い、～未満等 (Reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品と比較して、砂糖の低減量が 25%以上
砂糖 (単糖類及び二糖類)	無糖、砂糖不使用等 (no added sugar, without added sugar, no sugar added)	1. 製造工程において砂糖又は砂糖を含む成分が添加されていない、及び 2. 砂糖を添加した成分、又はジャム、ゼリー、濃縮果物ジュースなどの砂糖を添加した成分は含まない、及び 3. 製造工程に由来する砂糖、又は砂糖及び砂糖由来総量は、「フリー/含まない」の条件に適合しない、及び 4. 参考食品は砂糖を添加した成分であるが、この強調表示を含む食品は砂糖を添加していない
	甘味料無添加、甘味料不使用等 (unsweetened, contains no added sweeteners)	フルーツジュース等、本来の成分としてもともと糖類含有量が多い食品に使用されるが、「無糖」の表示は禁止される
たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミネラル (ナトリウムを除く)	高い、豊富な、～の高供給源等 (high, rich in, excellent source of)	タイ RDI に占める当該栄養成分量が 20%以上である
	～の供給源、～を含む、～を供給する等 (good source, contains, provides)	タイ RDI に占める当該栄養成分量が 10～19%である
	増加、～以上、添加、強化、豊富 (Increased, more, added, fortified, enriched)	比較対象食品と比較した際において、この食品の栄養素含有量が比較対象食品よりも高い場合、タイ RDI に占める当該栄養成分量が 10%未満である

基準となる 1 食あたりの標準摂取量のない食品の場合では、栄養素の強調表示は下記の条件を満たすこととする。

表 3 100g 又は 100ml 当たりの栄養素含有量及び比較強調表示の条件

エネルギー値/栄養成分	強調表示	条件	
		食品 100g 当たり(固形)	食品 100ml 当たり(液体)
エネルギー値	フリー、含まない、～なし、ノン等(free, without, free of, no)		含有エネルギー量が 4kcal 未満
	低い	含有エネルギー量が 40kcal 未満	含有エネルギー量が 20kcal 未満
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等(Reduced, reduced in, less, less than, fewer, lower, lower in)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して含有熱量が 25%以上少ない、及び 2. エネルギー値の低減量が 40kcal 以下である	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して含有熱量が 25%以上少ない、及び 2. エネルギー値の低減量が 20kcal 以下である
総脂質	フリー、含まない、～なし、ノン等(free, without, free of, no)	総脂質含有量が 0.5g 以下	総脂質含有量が 0.5g 以下
	低い	総脂質含有量が 3g 以下	総脂質含有量が 1.5g 以下
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等(Reduced, reduced in, less, less than, lower, lower in)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して総脂質の低減量が 25%以上、及び 2. 総脂質の低減量が 3g 以上	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して総脂質の低減量が 25%以上、及び 2. 総脂質の低減量が 1.5g 以上
飽和脂肪酸	フリー、含まない、～なし、ノン等(free, without, free of, no)	飽和脂肪酸含量が 0.1g 以下	飽和脂肪酸含量が 0.1g 以下
	低い	1. 飽和脂肪酸含量が 1.5g 以下、及び 2. 飽和脂肪由来エネルギー値が総エネルギー値の 10%以下	1. 飽和脂肪酸含量が 0.75g 以下、及び 2. 飽和脂肪由来エネルギー値が総エネルギー値の 10%以下
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等(Reduced, reduced in, less, less than, lower, lower in)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して飽和脂肪酸の低減量が 25%以上、及び 2. 飽和脂肪由来の低減量が 1.5g 以上	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して飽和脂肪酸の低減量が 25%以上、及び 2. 飽和脂肪由来の低減量が 0.75g 以上
コレステロール	フリー、含まない、～なし、ノン等(free, without, free of, no)	1. コレステロール含有量が 5mg 以下、及び 2. 飽和脂肪酸含有量が 1.5g 以下 及び 3. 飽和脂肪酸由来エネルギー値が総エネルギー値の 10%以下	1. コレステロール含有量が 5mg 以下、及び 2. 飽和脂肪酸含有量が 0.75g 以下、及び 3. 飽和脂肪酸由来エネルギー値が総エネルギー値の 10%以下
	低い	1. コレステロールが 20mg 以下 及び 2. 飽和脂肪酸含有量が 1.5g 以下 及び 3. 飽和脂肪酸由来エネルギー値が総エネルギー値の 10%以下	1. コレステロールが 10mg 以下 及び 2. 飽和脂肪酸含有量が 0.75g 以下、及び 3. 飽和脂肪酸由来エネルギー値が総エネルギー値の 10%以下
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等(Reduced, reduced in, less, less than, lower, lower in)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較してコレステロールの低減量が 25%以上、及び 2. コレステロールの低減量が 20mg 以上	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、コレステロールの低減量が 25%以上、及び 2. コレステロールの低減量が 10mg 以上
砂糖	フリー、含まない、～なし	砂糖含有量が 0.5g 以下	砂糖含有量が 0.5g 以下

	し、ノン等(free, without, free of, no)		
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等(Reduced, reduced in, less, less than, lower, lower in)	他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、砂糖の低減量が25%以上	他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、砂糖の低減量が25%以上
ナトリウム	フリー、含まない、～なし、ノン等(free, without, free of, no)	ナトリウム含有量が0.5mg以下	ナトリウム含有量が0.5mg以下
	微量	ナトリウム含有量が40mg以下	ナトリウム含有量が20mg以下
	低い	ナトリウム含有量が120mg以下	ナトリウム含有量が60mg以下
	低減、低い、～未満、より少ない、より低い、控えめ等(Reduced, reduced in, less, less than, lower, lower in)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較してナトリウムの低減量が25%以上、及び 2. ナトリウムの低減量が120mg以上	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較してナトリウムの低減量が25%以上、及び 2. ナトリウムの低減量が60mg以上
食物繊維	～の良い供給源、～を含む、～を供給する等(Good source, contain, provide)	食品100g当たり3g以上、又はエネルギー値100kcal当たり1.5g以上	エネルギー値100kcal当たり1.5g以上
	高い、豊富な、豊かな、～の高供給源等(High, rich, rich in, excellent source of)	食品100g当たり6g以上、又はエネルギー値100kcal当たり3g以上	エネルギー値100kcal当たり3g以上
	増加、～より多い、添加、豊富、強化(Increased, more than, added, enriched, fortified)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、食物繊維の増加量が25%以上、及び 2. 食物繊維の増加量が3g以上	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、食物繊維の増加量が25%以上、及び 2. 食物繊維の増加量がエネルギー値100kcalあたり1.5g以上
たんぱく質	～の良い供給源、～を含む、～を供給する等(Good source, contain, provide)	食品100g当たり5g以上、又はエネルギー値100kcal当たり2.5g以上	100ml当たり/又はエネルギー値100kcal当たり2.5g以上
	高い、豊富な、豊かな、～の高供給源等(High, rich, rich in, excellent source of)	食品100g当たり10g以上、又はエネルギー値100kcal当たり5g以上	100ml当たり/又はエネルギー値100kcal当たり5g以上
	増加、～より多い、添加、豊富、強化(Increased, more than, added, enriched, fortified)	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、たんぱく質の増加量が25%以上、及び 2. 食品100g当たりのたんぱく質の増加量が5g以上、又はエネルギー値100kcal当たり2.5g以上	1. 他の同じ種類の食品又は類似する食品と比較して、たんぱく質の増加量が25%以上、及び 2. たんぱく質の増加量が食品100ml当たり2.5g以上又はエネルギー値100kcal当たり2.5g以上
ビタミン及び見ネラル(ナトリウムを除く)	～の良い供給源、～を含む、～を供給する等(Good source, contain, provide)	食品100g当たりタイRDIの15%より多い、又はエネルギー値100kcal当たりタイRDIの5%より多い	食品100g当たりタイRDIの7.5%より多い、又はエネルギー値100kcal当たりタイRDIの5%より多い
	高い、豊富な、豊かな、～の高供給源等(High, rich, rich in, excellent source of)	食品100g当たりタイRDIの30%より多い、又はエネルギー値100kcal当たりタイRDIの10%より多い	食品100g当たりタイRDIの15%より多い、又はエネルギー値100kcal当たりタイRDIの10%より多い
	増加、～より多い、添加、豊富、強化(Increased, more than, added, enriched, fortified)	1. 比較対象食品と比較して、ビタミン又はミネラルの増加量が10%	1. 比較対象食品と比較して、ビタミン又はミネラルの増加量が10%

	more than, added, enriched, fortified)	以上、及び 2. ビタミン又はミネラルの量の差がタイ RDI の 10%より多い	以上、及び 2. ビタミン又はミネラルの量の差がタイ RDI の 10%より多い
--	----------------------------------------	---------------------------------------------	---------------------------------------------

3. 包装前面表示 (Front of Pack Labelling)

タイで使用されているパッケージ表面の表示方法には 2 つのタイプ、即ち、「GDA 表示」及び「Healthier Choice (より健康的な選択) 表示」がある。

「Healthier Choice」マークの使用が自主的におこなわれている場合は、特定の食品カテゴリーにおける「GDA 表示」が必須となる。

A. GDA (Guideline Daily Amounts) ラベリング

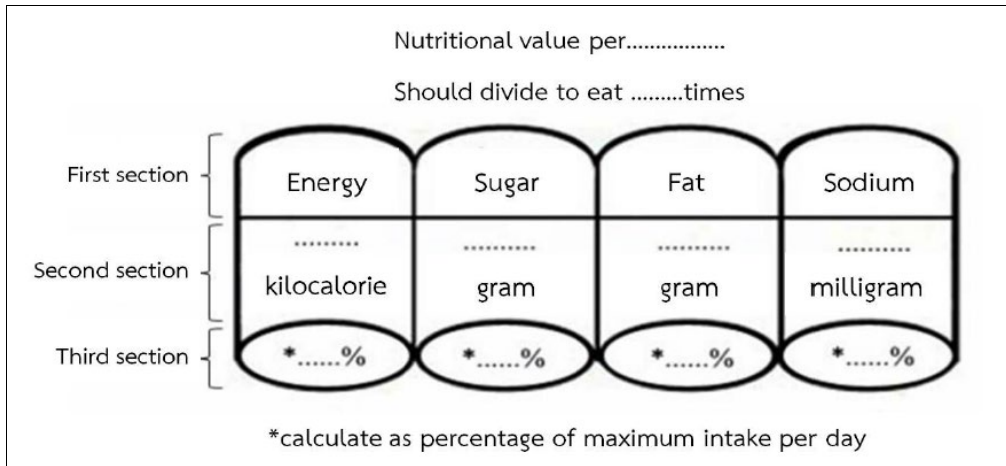
タイにおいて、次の食品には保健省告示第 394 号 B.E. 2561 (2018 年) に基づく栄養表示及び 1 日の栄養摂取量ガイドライン (GDA) 表示が必要となる:

- (1) 以下を含むスナック食品
 - (1.1) 揚げ又は焼きポテトチップス
 - (1.2) 揚げ又は焼きとうもろこし
 - (1.3) 米チップス又は射出成型スナック
 - (1.4) ロースト、塩ロースト、又は味付きのマメ科植物/ナッツ類/種子類
 - (1.5) 揚げ、焼き、又は味付きのり
 - (1.6) 揚げ、焼き、又は味付き肉由来スナック
 - (1.1)~(1.6)に記載の複数種類のスナック食品を含む混合スナック
- (2) チョコレート及び類似製品
- (3) ベーカリー製品
 - (3.1) クラッカー又はビスケット
 - (3.2) ウエハース
 - (3.3) クッキー
 - (3.4) ケーキ
 - (3.5) 詰め物(具)がある、又はないパイ、ペイストリー
- (4) 半調理食品
 - (4.1) 麺、ビーフン (Guay-Jub)、うどん、ビーフン
 - 春雨
 - (4.2) カオ・トム (ご飯) とジョーク (タイ風お粥)
- (5) 冷蔵および冷凍のインスタント食品
- (6) 飲料類
 - (6.1) 乾燥ハーブティー飲料を除く、二酸化炭素又は酸素ガスの溶解に関わらず果物、食用植物、野菜から製造される飲料又はそれらを含む飲料
 - (6.2) 二酸化炭素又は酸素ガスの溶解に関わらず、果物、食用植物又は野菜ではない他の構成成分から製造される飲料又はそれらを含む飲料
 - (6.3) (6.1)又は(6.2)に準じた乾燥型の飲料
- (7) 液体又は乾燥型のインスタントティー
- (8) 液体又は乾燥型のインスタントコーヒー
- (9) フレーバーミルク
- (10) 発酵乳
- (11) その他の乳製品

- (12) 大豆飲料
- (13) インスタントアイスクリーム

これらの食品は、垂直型円筒図形を使用して、以下に示すように食品のエネルギー含有量、砂糖、脂質、及びナトリウムを表示する必要がある。

図 4 GDA 表示様式



エネルギー値、砂糖、脂質、ナトリウムの割合算出の基準は、

- エネルギー値: 2,000kcal
- 砂糖: 65g
- 脂肪: 65g
- ナトリウム: 2,400mg

に基づく。

更に、次の情報も上記の表示アイコンと共に含める必要がある。

- 「...当たりの栄養価」(1 カップ当たり、1 パック(包装)当たり、1 箱当たり、1 バッグ当たりなど、わかりやすいパッケージ単位を空欄に記入する)を円筒図形の上部に表示する。
- 「.....回に分けた摂取を推奨する」(1 パック当たりが 1 食分よりも多い場合は、消費回数を空欄に記入する)の表示の下に「1 パック当たりの栄養価.....」を表示する。
- 「1 日の最大摂取量の割合として」は円筒図形の下部に表示される。

B. Healthier Choice(より健康的な選択)表示

消費者が食品選択をおこなう際の栄養情報の使用を促進及び奨励するため、タイ FDA は、消費者の意思決定を支援するための代替手段として栄養マーク(Healthier Choice: より健康的な選択を)の自発的な使用を許可する告示第 373 号 BE 2559(2016 年)を発出した。

Healthier Choice(より健康的な選択)表示をしようとする食品については、マヒドン大学(Mahidol University)栄養研究所の栄養促進財団、又は全国食品委員会のもとで QOL を高めるための食品と栄養の連携構築における戦略動員委員会(委員会)により承認された他の関連機関による審査および認定を初めに受ける必要がある。

審査および認証を受けた後、ヘルシア・チョイスマークを食品ラベルに表示することができる。食品ラベルに表示されるそのマークは、委員会の承認に基づき簡略化された栄養記号の使用の開発と促進に関する分科委員会により設定された形式に準拠している。

○ Healthier Choice (より健康的な選択) 表示の適用基準

ヘルシア・チョイスマークを表示する食品の栄養基準または栄養価は、この分科委員会により規定され、委員会によって承認された技術的要件に準拠しているものとする。

適用対象食品群	適用対象とされない食品群
1 食事 (Ready-TO-eat meal) 2 飲料 (Beverage) 3 調味料 (Seasoning sauce) 4 乳製品 (Dairy product) 5 即席食品 (Instant food) 6 スナック菓子 (Snack) 7 アイスクリーム (Ice cream) 8 油脂 (Fat and Oil)	<ul style="list-style-type: none"> • 乳児用食品 (Infant formula) • 特殊用途食品 (Special-purpose food) • ダイエタリーサプリメント (Dietary supplements) • アルコール飲料 (Alcoholic beverages) • 合成カフェインを添加した飲料 (Beverages added with synthetic caffeine) • 医療用食品 (Medical food) • ミネラル飲料 (Mineral beverages) • 飲料水、氷及びナチュラルミネラルウォーター (Drinking water, ice, and natural mineral water)
<p>適用基準: 適用対象食品群について、それぞれ含まれるエネルギー、総脂質、飽和脂肪、たんぱく質、食物繊維、総糖類、ナトリウム、カルシウム、鉄などの栄養成分についての基準に基づいて評価する。</p>	

